|  |
| --- |
| **求職状況申立書**令和　　年　　月　　日　　　　　三宅町長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　私は、保育の必要性の認定を申請（継続）するにあたり、下記のとおり求職中または就労予定であるため、勤務証明書を提出することができません。ついては、支給決定日から起算して９０日以内に就労し、勤務証明書を提出することを誓約します。　なお、支給決定日から起算して９０日以内に就労せず、他の保育認定事由にも該当しない場合は、保育の実施を解除（退所）されても異議を申し立てることはありません。記**１　現在の状況（該当する項目にチェックを入れ、必要事項をご記入ください。）**□　公共職業安定所を利用（1日　　　時間　　週　　　日）□　民間職業紹介所を利用（1日　　　時間　　週　　　日）　　　□　労働派遣会社を利用（1日　　　時間　　週　　　日）　　　□　母子家庭等就業・自立支援センターを利用（1日　　　時間　　週　　　日）　　　□　募集広告や求人誌を利用　　　□　児童が保育所等に入所次第求職活動を行う予定　　**２　退職について（保育所入所中に退職した方のみご記入ください。）**　退職年月日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　退職した会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　＊　支給決定（退職）日から起算して９０日以内に就労時間の最低基準（一月４８時間以上）を満たす勤務証明書の提出が必要になります。

　　　引き続き、求職活動を続ける場合で入所の継続を希望される場合については、求職活動支援機関

を利用し、利用証明書を発行してもらうことが必要です。

　　＊　現在、就労事由により支給決定を受けている方で、退職により新たな就労先が決まっていない方

は、退職した日から1か月以内に本申立書を健康子ども課に提出してください。

　＊　内容に偽りがあった場合や提出がないまま退職した事実が発覚した場合は、入所決定を解除する

ことがありますので、ご注意ください。